

# 総務文教委員会記録

1 日 時 令和3年4月30日（金曜日）

開 会 午後 1時11分

閉 会 午後 1時27分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高 田 真 里

副委員長 松 井 邦 人

委 員 織 田 伸 一

// 田 辺 裕 三

// 高 道 秋 彦

// 大 島 満

// 村 石 篤

// 佐 藤 則 寿

// 高 田 重 信

// 赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

## 5 説明のために出席した者

### 【財務部】

部長	牧田 栄一
理事（税務担当）	奥沢 靖
部次長	清水 裕樹
参事（財政課長）	古西 達也
納税課長	追分 禎一郎
市民税課長	高場 英人
資産税課長	小川 徹雄
財政課主幹（調整担当）	瀬川 智行

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主任	河原 絢加
議事調査課主事	江部 なな恵

## 7 会議の概要

- 委員長 令和3年4月臨時会の総務文教委員会を開会いたします。
- 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、佐藤委員、高田 重信委員を指名いたします。
- これより、財務部所管分の議案の審査を行います。
- 報告第8号 専決処分について承認を求める件（富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件）、
- 報告第9号 専決処分について承認を求める件（富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、
- 以上2件を一括議題といたします。
- これより、順次、当局の説明を求めます。
- 納税課長 〔報告第8号について、  
議案説明資料により説明〕
- 資産税課長 〔報告第9号について、  
議案説明資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

高田 重信委員 議案説明資料1ページ(3)の軽自動車税の改正について、特例措置を9か月延長することによる一市からすると税収が減るわけなのですが、減収金額はどれぐらいでしょうか。

市民税課長 影響額につきましては、これまでの実績などを基に9か月分、1%減額されるものとして、約1,000万円程度の減となります。  
なお、これにつきましては国のほうで補填されます。

高田 重信委員 議案説明資料2ページの不均一課税の件につきましては、平成27年12月に議会承認を得て条例が制定されているわけなのですが、今回改正するに当たって、改正による市民にとっての有利な点—保留床を購入されるとか—そういった有効性という観点で、財務部として何かありますか。

財務部長 直接的には、市民にとっては税が軽減されるということなのですが、それによってどんな効果があったのか説明をさせていただきます。  
まず1つは、固定資産税の減額措置の適用期限を延長しなかった場合においても、現時点で平成28年度以降、直近でユウタウン総曲輪、パティオさくら、WAKURU SOG

AWA、こういう再開発が始まっており、そして次々と、継続的に行われてきています。これは直接結びつくかどうかは別として、再開発事業が促進されているという効果が1つ。それから、そもそもこれはコンパクトなまちづくりという富山市の一番根幹、中心になる施策を進めるという観点からも行っております。コンパクトなまちづくりとしての効果が何かあったのかという観点から申し上げますと、中心市街地においては、社会増、転入増だけではなく、令和元年、令和2年には人口増という現象が見えてきております。これも1つの効果だと思えます。

それから、また税の話に戻りますが、土地のお金一地価に関しても、令和2年7月の調査において全体的には下落傾向にある中で、地価が上昇しているといった効果があると認識しております。

赤星委員

関連ですけれども、平成28年度から令和3年度までに軽減の対象となった保留床の分で、軽減しなかった場合にはこれだけ税収があったという影響額は分かりますか。

資産税課長

すみません、資料を持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきたいと思いま

す。細かい数字は個人情報との関係から申し上げられませんので、全体の総額になると思うのですけれども、お答えできる範囲内で資料を作りたいと思います。

赤星委員 今年の3月定例会の総務文教委員会でお聞きしたときに、令和3年度に限っての見込みなのですけれども、ユウタウン総曲輪とパティオさくらとWAKURU SOGAWAを合わせまして約900万円という数字をお答えになりました。これは間違いはないですか。

資産税課長 去る3月19日の委員会では、令和3年度の軽減相当額は約900万円とお答えしたのですが、その後、新型コロナウイルス感染症の特例措置による軽減分というものが算出されました。その分を差し引くと、令和3年度の課税状況でいきますと、約645万6,000円でございます。

赤星委員 改正の理由について、権利床に対する軽減措置は国の地方税法附則の改正によるものですけれども、保留床もそれに合わせて軽減措置を取るとするのは、完全に富山市としての判断だということ間違いはないでしょうか。

資産税課長 不均一課税につきましては市町村が条例で定

めることになっておりますので、市の判断となります。

赤星委員 3月31日に専決されているのですけれども、市長も議会も改選目前のところ専決してしまわずに、新しい市長と議会になってからでも遅くはなかったのではないかと思うのですね。なぜこの期日に専決を行われたのでしょうか。

資産税課長 まず、地方税法附則の改正の施行が4月1日であったものですから、それに合わせたものでございます。条例のほうを遅くすると対象外となってしまうケースも出てくることから、継続的に適用させるために3月31日に専決処分を行ったところでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、報告第8号、報告第9号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

赤星委員 私は、ただいまの報告第9号 専決処分について承認を求める件（富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、これについて承認には反対です。

これまでコンパクトシティ政策が進められてきたことで、特に周辺部の住民の方々から、中心部に偏っているのではないかと批判的な声が出ていることは皆さん御承知だと思います。

今回の税の軽減一再開発ビルの権利床は国の法改正ですけれども、保留床は富山市があえて条例で同じように固定資産税を軽減するという件につきましては、中心部偏重にますます拍車をかける施策であり、これに納得はいかないことから承認に反対です。

委員長 ほかに討論はありませんか。

高田 重信委員 ただいまの報告第9号について賛成の討論をしたいと思います。

本市では、大きな都市像ということで、「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」ということを実現するために、これまで安全・安心ということも含め、魅力あるまちづくり



という目標を掲げながらコンパクトなまちづくりを推進してきて、議会もそれを達成するためにしっかりと施策に賛成してきたわけがあります。先ほど部長も答えられたとおり、この条例の一部改正は、富山市の施策の継続のために重要であり、富山市だからこそできる条例—不均—課税の内容だと思っておりますので、このことについては賛成とするものであります。

委員長           ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           これをもって討論を終結いたします。  
これより、報告第9号を挙手により採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手多数であります。  
よって、本案件は承認されました。  
次に、報告第8号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は承認されました。

以上で、総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を終了いたします。

これで、4月臨時会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年4月臨時会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和3年4月臨時会  
総務文教委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 佐藤則寿

署名委員 高田重信